

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

令和5年度後期分
介護者手当を支給します

在宅で寝たきりなどの高齢者を介護している人に、介護者手当を支給します。

①12月31日までに6カ月以上継続して、介護保険の要介護3・4・5に該当する65歳以上の人と同居し、かつ生計を同じくして在宅で介護した人。

※三島市に6カ月以上の住民登録が必要

※6カ月の介護期間中、1カ月に11日以上入院・入所（ショートステイを含む）をした場合は対象外

▶支給対象期間（後期分）：7月1日～12月31日

▶手当額：5万円

▶支給予定日：令和6年3月末

■申請手続き

場福祉総務課福祉総務係

①介護を受けている高齢者の介護保険被保険者証、振込口座が分かるもの

②令和6年1月4日(木)～31日(水)に福祉総務課（様式は市ホームページでダウンロード可）

問福祉総務課 ☎983・2610



▲市ホームページはこちら

情報

国民年金保険料
免除制度・納付猶予制度

失業して収入が少ないなど、国民年金保険料を納められないときは、保険料の免除申請をご利用ください。

承認された期間は、障害・遺族基礎年金の納付要件に加算され、老齢基礎年金にも一定額が反映されます。

※承認が一部免除の場合は2年以内に一部納付が必要

※申請月からさかのぼって2年1カ月前まで申請可

※10年以内の追納で老齢基礎年金を満額に近づけられます

場保険年金課、日本年金機構三島年金事務所

①顔写真入りの身分証（運転免許証・マイナンバーカードなど）

②申請期間の直前に失業している場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

問日本年金機構三島年金事務所 ☎973・1166

問保険年金課 ☎983・2606



▲詳細はこちら



情報

令和5年度
技能功労者・優秀技能者

令和5年度三島市技能功労者・優秀技能者の皆さんをご紹介します。

■技能功労者

(敬称略)

氏名	職種	勤務先
今瀬 誠	電気工事	近和電業 株式会社
木原 勝一	機械加工	株式会社 幸伸技研
佐野 秀之	建築板金	佐野板金工業
勝又 善博	大工職	勝又建築
石川 伸浩	大工職	株式会社 神田工務店
石井 操	とび職	石井建材

■優秀技能者

(敬称略)

氏名	職種	勤務先
千葉 純一	金属熱処理	株式会社 ハイブリッド
長倉 佑樹	とび	田村建設 株式会社
森 淳	機械加工	株式会社 電業社機械製作所
塚田 大輝	左官	株式会社 ナガショウ

※表彰式は12月19日(火)

問商工観光課 ☎983・2655

情報

お済みですか？
狂犬病予防注射

今年度の狂犬病予防注射がお済みでない場合は、注射の実施もしくは手続きをお願いします。

■注射がお済みでない場合

各動物病院で実施してください。

※高齢・病気などの理由で注射ができない場合は、狂犬病予防注射猶予証を環境政策課(中央町別館2階)までご提出ください。

■注射済で狂犬病予防注射済票の交付を受けていない場合

愛犬カードと獣医師発行の注射済証明書を持参し、環境政策課で手続きをしてください。(交付手数料550円)

■飼い犬の死亡や譲渡をした場合

届け出が必要となりますので、環境政策課までご連絡ください。

問環境政策課 ☎983・2646



▲詳細はこちら



▲犬の死亡届電子申請はこちら

情報

市内全6地区にて開催！
ウェルビーイングミーティング

自身が地域のために行っている活動などを自由に話して、同じように活動している人と知り合ってみませんか。

時間 各午後7時～8時30分

地区	とき(令和6年)	場所
錦田	1月11日(木)	錦田公民館 多目的ホール
中部	1月15日(月)	市役所中央町別館 第一会議室
中郷	1月16日(火)	中郷公民館 多目的ホール
東部	1月22日(月)	市役所中央町別館 第一会議室
北上	1月23日(火)	北上公民館 多目的ホール
西部 (2回目)	2月2日(金)	西地区コミュニティセンター 会議室

申・閏各回1週間前までに電話またはメールで地域協働・安全課 ☒chiiki@city.mishima.shizuoka.jp ☎983・2708

情報

ご参加ください
認知症講演会

認知症になっても変わらぬ生活を続け、誰かの役に立つ、そんな当たりまえのことができる地域であるよう、認知症の人の思いを知り、理解を深めることができる講演会です。

時令和6年1月21日(日)午後1時30分～3時30分
場生涯学習センター3階 多目的ホール

▶第1部：講演

「ひと足先に認知症になった私からのメッセージ」
講師：さとうみきさん(若年性認知症の本人)

▶第2部：パネルディスカッション

「認知症をもつ人の“思い”を支えるために」

定先着60人

注できるだけ、公共の交通機関をご利用ください。

申・閏12月11日(月)～令和6年1月19日(金)に電話で地域包括ケア推進課 ☎983・2689

市民生活
相談センター
からの
お知らせ

ストップ! 消費者トラブル

三島市消費生活センターをご存じですか？

12月は消費者被害防止月間です。年末の慌ただしい時期は、心にゆとりがなくなり、消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まります。

三島市消費生活センターでは、市民の皆さんから、商品やサービスに関する契約トラブルや製品の事故や製品不良に関する事など、消費生活に関する質問や相談を受け付けています。消費者問題について国家資格を持った消費生活相談員がお話を聞き、対処方法などをアドバイスします。

商品やサービスについて疑問や不審に思う点があるとき、消費者トラブルに巻き込まれていると思ったときは、お早めにご相談ください。

■よくある相談事例

- ◆還付金があるので口座番号を教えてくださいと電話があった。
- ◆ネット通販でお試しのつもりで商品を注文したら、2回目以降が高額な定期購入だった。
- ◆注文した覚えのない商品が送られてきた。
- ◆住宅の屋根の無料点検を頼み修理したら、高額な請求を受けた。
- ◆契約を解除したいので、クーリング・オフについて詳しく知りたい。

■三島市消費生活センターについて

- ▶場所：市役所本館1階 (市民生活相談センター内)
- ▶受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日及び年末年始を除く。)
- ▶相談できる人：市内在住の人
- ▶相談方法：電話または対面

閏三島市消費生活センター ☎983・2621